

公 示

木更津港における外国往来船と陸地との交通場所等を指定する公示（平成31年4月1日千掲示第1号）を下記のとおり改正し、令和2年4月1日から適用することとしたので、関税法施行令（昭和29年政令第150号）第22条第1項の規定に基づき、公示します。

令和2年3月25日

千葉税関支署長 鈴木 一夫

記

外国往来船と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所

交通場所及び貨物の積卸場所	指定に係る条件
木更津港通船発着所	[積卸] 船用品及び託送品に限る。
木更津埠頭 E岸壁（積卸に限る。）	
木更津埠頭 F、G、H岸壁	[交通] 制限区域への出入に際しては、ゲートを経由すること。
保税地域の前面の岸壁又は 物揚場（積卸に限る。）	[積卸] 当該保税地域に搬出入される貨物に限る。
(株) J E R A 富津火力発電所 第1、第2栈橋	[交通] 制限区域への出入に際しては、(株) J E R A 富津火力発電所に設置された入出門ゲートを経由すること。
日本製鉄(株) 中央岸壁 5号～8号、12号栈橋 東岸壁 2号～11号岸壁 西岸壁 4号～12号岸壁	[交通] 制限区域への出入に際しては、日本製鉄(株)に設置された入出門ゲートを経由すること。

注)

- ①「制限区域」とは、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」（SOLAS条約を受けた国内法）の規定に基づき、岸壁への交通をフェンス等により制限している区域をいう。
- ②「ゲート」とは、①に記載したフェンス等に港湾施設管理者が設置した制限区域への出入口をいう。